

厚生年金保険 被保険者資格喪失届
厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届

【**手続概要**】

この届出は、厚生年金保険に加入する従業員が、在職中に 70 歳に到達し、70 歳到達日（誕生日の前日）以降も、引き続き同一の事業所に使用される場合に、事業主が行うものです。

この届出により、従業員は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（※1）し、70 歳以上被用者に該当する（※2）こととなります。

※1 厚生年金保険の資格喪失年月日は、70 歳に到達する誕生日の前日となります。なお、70 歳到達による資格喪失は、厚生年金保険のみとなりますので、健康保険は引き続き加入となります。

※2 平成 19 年 4 月 1 日以降、厚生年金保険法第 27 条に規定する 70 歳以上の使用される者に、60 歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70 歳以上被用者該当の届出が必要となります。なお、70 歳以上被用者期間は、被保険者期間と異なるため、厚生年金保険の保険料は徴収されず、また、年金額にも反映されません。

【**届出の対象者**】

○70 歳到達日以前から事業所に使用されており、70 歳到達日以降も引き続き同一の事業所に使用される被保険者の方が、次の要件に該当する場合は、70 歳到達日から 5 日以内に、「厚生年金保険被保険者資格喪失届 70 歳以上被用者該当届」（以下「70 歳到達届」という。）を提出してください。

要件：70 歳到達日時点の標準報酬月額相当額（※3）が、70 歳到達日の前日における標準報酬月額と異なる被保険者であること。

※3 70 歳到達日時点において、70 歳以上被用者に支払われる報酬月額（通貨及び現物によるものの合計額）を、標準報酬月額に相当する金額に当てはめた額のことです。
なお、標準報酬月額相当額の算出方法は、被保険者の資格取得時における標準報酬月額の算出方法と同様です。

例えば、月給、週給等、一定期間によって報酬が定められている場合は、70 歳到達日時点の報酬額を、その期間の総日数で除し、これにより得た額の 30 倍に相当する額を報酬月額として、標準報酬月額相当額の算出を行います。

○上記の要件に該当しない被保険者の方（70 歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70 歳到達日の前日における標準報酬月額と同額の方）は、日本年金機構において、厚生年金保険の資格喪失処理及び 70 歳以上被用者該当処理を行いますので、事業主からの 70 歳到達届の提出は不要です。（※4）

※4 厚生年金保険法施行規則が改正され、平成 31 年 4 月から、厚生年金保険に加入する被保険者の 70 歳到達届の取扱いが変更となっています。

【添付書類】

特になし

【留意事項】

○70歳到達届の用紙は、被保険者が70歳に到達する月の前月に、日本年金機構から該当事業所の事業主へ、事前に送付いたします。

なお、紛失等により、新たに70歳到達届の用紙が必要な場合は、日本年金機構ホームページからダウンロードしていただくか、またはお近くの年金事務所へご連絡ください。

○日本年金機構において、70歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理及び70歳以上被用者該当処理を行った場合も、事業主へ、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」をお送りします。

通知書等の内容をご確認の上、標準報酬月額相当額の訂正等が必要である場合は、70歳到達届のご提出をお願いいたします。

○被保険者の退職により、厚生年金保険の被保険者資格が喪失となる場合は、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届・厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」を作成の上、ご提出ください。

また、70歳以上の方を新たに雇用する場合は、「健康保険被保険者資格取得届・厚生年金保険70歳以上被用者該当届」を作成の上、ご提出ください。

【提出先】

管轄の事務センター（または事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参